

平成29年第2回広尾町議会定例会 第3号

平成29年6月12日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第43号 平成29年度広尾町一般会計補正予算（第2号）について
- 3 議案第44号 平成29年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第1号）について
- 4 議案第45号 平成29年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 5 議案第46号 平成29年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 6 議案第47号 平成29年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 7 議案第48号 平成29年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 8 議案第49号 平成29年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 9 議案第50号 平成29年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 10 発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 11 発議第4号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について
- 12 発議第5号 学校給食の拡充・無料化を求める意見書の提出について
- 13 発議第6号 赤字バス路線への補助金の維持と住民生活の足を守ることを求める意見書の提出について
- 14 発委第2号 閉会中の委員会継続調査について
- 15 発議第7号 議員の派遣について

○出席議員（13名）

1番	浜野	隆	2番	萬亀山	ちず子
3番	北藤	利通	4番	前崎	茂
5番	志村	國昭	6番	山谷	照夫
7番	星加	廣保	8番	渡辺	富久馬
9番	小田	英勝	10番	小田	雅二
11番	旗手	恵子	12番	浜頭	勝
13番	堀田	成郎			

○出席説明員

町	長	村瀬	優
副	町	長	田中靖章

会 計 管 理 者	道 道	淳 一
兼 出 納 室 長	道 白	淳 一
総 務 課 長	松 石	晃 哲
総 務 課 参 事	西 内	
併 総 務 課 参 事	折 笠	博 和
併 総 務 課 主 幹	山 岸	雄 一
併 総 務 課 主 幹	長 田	吉 弘
企 画 課 長	宝 泉	
企 画 課 長 補 佐	西 脇	秀 司
税 務 課 長	齊 藤	美 津 雄
住 民 課 長	佐 藤	直 美
住 民 課 長 補 佐	村 上	洋 子
兼 住 民 課 長 補 佐	山 崎	勝 彦
保 健 福 祉 課 長	山 崎	勝 彦
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 長	佐 藤	清 美
保 健 福 祉 課 長 補 佐	菅 原	樹 美 恵
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	金 石	輝 義
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 次 長	村 上	洋 子
健 康 管 理 セ ン タ ー 長	金 井	秀 司
兼 老 人 ホ ー ム 所 長	金 井	秀 司
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	平 平	浩 則
農 林 課 長	平 平	浩 則
兼 町 営 牧 場 長	雄 谷	幸 裕
水 産 商 工 観 光 課 長	室 谷	直 宏
水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐	小 川	浩 司
兼 建 設 課 長	北 藤	盛 通
建 設 課 長 補 佐	前 田	憲 一
建 設 課 長 補 佐	寺 井	
上 下 水 道 課 長	小 川	浩 司
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	小 川	浩 司
港 湾 課 長	森 谷	
国 保 病 院 事 務 長	今 井	啓 容
国 保 病 院 事 務 次 長	齊 藤	裕 美
国 保 病 院 事 務 次 長	渡 辺	將 人
兼 国 保 病 院 事 務 次 長	金 石	輝 義

〈教育委員会〉

教 育 長	笹 原 博
管 理 課 長	山 岸 直 宏
学校給食センター所長	山 岸 達 也
ひろお幼稚園長	道 尚 子
社会教育課長	保 志 悟
兼海洋博物館長	保 志 悟
社会教育課長補佐	浜 頭 力 子
図 書 館 長	奥 村 京 子

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	宮 脇 昭 道
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大 林 忠
併 書 記 長	菅 原 康 博

〈公平委員会〉

委 員 長	木 下 利 夫
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈農業委員会〉

会 長	新 海 敏 春
事 務 局 長	早 川 修

○出席事務局職員

事 務 局 長	菅 原 康 博
総 務 係 長	鎌 田 慎
総 務 係 主 事	林 菜 々 美

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、浜野隆議員、7番、星加廣保議員を指名します。

ここで、予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩します。

午前10時00分 休憩

午前10時46分 再開

本会議を再開します。

休憩します。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

◎日程第2 議案第43号～日程第9 議案第50号

1、議長（堀田） 日程第2、議案第43号 平成29年度広尾町一般会計補正予算（第2号）についてから日程第9、議案第50号 平成29年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの8件を一括議題とします。

本案8件は、予算審査特別委員会に付託されていたものであり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、渡辺富久馬議員、報告願います。

1、予算審査特別委員会委員長（渡辺） 予算審査特別委員会審査報告書。

平成29年第2回定例会において本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

委員会開催日、平成29年6月8日、12日。

事件及び審査の結果、議案第43号から議案第50号までの8件を原案のとおり可決すべきと決定し

ました。

以上です。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第43号 平成29年度広尾町一般会計補正予算（第2号）についてから議案第50号 平成29年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの8件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第43号から議案第50号までの8件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案8件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案8件は討論を省略します。

これより議案第43号 平成29年度広尾町一般会計補正予算（第2号）についてから議案第50号 平成29年度広尾町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの8件を一括採決します。

お諮りします。本案8件に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきとするものです。

本案8件は、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案8件は委員長の報告どおり可決されました。

◎日程第10 発議第3号

1、議長（堀田） 日程第10、発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

5番、志村國昭議員。

1、5番（志村） 発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

本意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

地方自治体は、子育て支援策の充実、医療・介護などの社会保障への役割が拡大する中、新たな政策課題に直面しております。

一方、公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応や細かなサービスの提供が困難となっており、人材確保とともに地方財政の確立を目指す必要があります。

こうした状況の中、地方財政の歳出削減に向けた議論が加速しています。特に「トップランナー方式」の導入、「インセンティブ改革」は、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものと考えます。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を確保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、公共サービスが削減されれば、本末転倒であります。国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2018年度の政府予算と地方財政の検討に当たり、国会及び政府に対し、下記のことを求めます。

1、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、地方一般財源総額の確保を図ること。

2、制度の新設、見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

3、地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域による人口・事業規模の差異、各自治体における検討過程や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止すること。

4、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえ、自治体の財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

5、地域間の偏在性の是正のため、国税から地方税への財源移譲を行うことなど、抜本的な解決策の協議を進めること。同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には代替財源の確保をはじめ、自治体財政に支障が生じることがないように対応を図ること。

6、地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について恒久的財源への転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振りかえること。

7、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。同時に、地方交付税原資の確保について、臨時財政対策債に依存することなく、対象国税4税に対する法定率の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしく申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第11 発議第4号

1、議長(堀田) 日程第11、発議第4号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

3番、北藤利通議員、登壇願います。

1、3番(北藤) 発議第4号 平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について提案理由を申し上げます。

最低賃金の引き上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものである。

道内で働く方々の暮らしは依然として厳しく、年収200万円以下の労働者は、道内でも給与所得者の約3割に達している。

労働基準法では「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、これらの多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない。

平成22年、政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は景気状況に配慮しつつ、平成32年までに時給全国平均1,000円を目指す」と合意しており、北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、引き上げに向けた目標設定の合意が3年連続で表記された。最低賃金が上がらなければ、それに近い条件で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

よって、平成29年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

1、「雇用戦略対話合意」「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」「ニッポン一億総活躍プラン」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金の大幅引き上げをすること。

2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給(時間額896円)を下回らない水準に改善すること。

3、最低賃金の引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実

効ある対策を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

提出先等は、記載のとおりであります。

議決方よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第12 発議第5号

1、議長（堀田） 日程第12、発議第5号 学校給食の拡充・無料化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

11番、旗手恵子議員、登壇願います。

1、11番（旗手） 発議第5号 学校給食の拡充・無料化を求める意見書の提出について。

会議規則第14条第2項の規定により提出します。

文部科学省の調査によれば、平成27年度の国公立学校の完全給食実施率は、小学校99.1%、中学校88.1%、特別支援学校89.5%、夜間定時制高校77.5%となっている。

学校給食は1889年に山形県の小学校で貧困児童を対象に提供したのが始まりとされ、戦時中は食糧不足があつて中断されたが、子どもたちの栄養状態の悪化などから、1947年に再開され、今日に至っている。

この間、学校給食に対する国民の願いは強く、自治体の積極的な取り組みと相まって、小学校でほぼ100%の実施率に到達しようとしている。同時に、人件費、消費税、材料費の高騰などの要因によって自治体財政を圧迫するなどの矛盾が生じている。

しかし、そういう中であってもこの数年、自治体の努力による給食費無料化が進んできている。

新聞報道によれば、2016年12月現在、無償化は少なくとも55市町村に及んでいる。この背景には、学校給食の教育的効果もさることながら、子どもの貧困の広がりがあることは明らかである。

栄養バランスのとれた温かくおいしい給食を家庭の経済状況にかかわらず提供することは、子どもの健やかな成長のために重要であるが、無料化は自治体の財政を圧迫することから実施に踏み切れない市町村も少なくない。

一方、2016年3月の内閣府・経済財政諮問会議において、子ども・子育て世帯の支援拡充として給食費の無料化が打ち出された。今、学校給食費の無料化は、教育的効果と貧困への対応策というだけでなく、子育て支援とまちづくりの柱に位置づけられたと言っても過言でない。

よって、国会及び政府においては、こうした状況を鑑み、学校給食費の無料化を早期に実現されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものです。

提出先は、下記のとおりです。

議決方よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第13 発議第6号

1、議長（堀田） 日程第13、発議第6号 赤字バス路線への補助金の維持と住民生活の足を守ることを求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

4番、前崎茂議員、登壇願います。

1、4番（前崎） 発議第6号 赤字バス路線への補助金の維持と住民生活の足を守ることを求める意見書の提出について。

別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

全国の赤字バス路線への補助金をめぐり、国土交通省は、現在の国と道が運行経費の45%までとしている上限を2018年度分（今年10月から来年9月の運行が対象）を40%に引き下げる方向で、業界団体に示したが、事業者の反発が強かったため、この方針を撤回し、2019年度分以降に再検討することとしている。一定の輸送量があり、複数の市町村にまたがる生活路線で、北海道では167路線がこの補助制度の対象で、2016年度は計27億円の補助金により路線が維持されている。

地方のバス路線は、高齢者や学生など交通弱者の生活に欠かせないものとして運行されている。補助金の引き下げは、自治体と事業者が協力して市街地、病院、老人施設や各集落を結ぶきめ細かな路線網づくりの努力を踏みにじるものである。

J R北海道が全道の半分の路線についてJ R単独での維持が困難と発表したばかりであり、大きな不安が広がっている。鉄道とバスの両方で撤退が進めば、人口流出を加速させ、大都市と地方の格差拡大に拍車をかけ、地域への影響ははかり知れなく、地域社会の崩壊が進み、政府が言う「地方創生」にも逆行するものである。

よって、バス路線の縮小や撤退が懸念されるバス路線への補助金引き下げ計画を撤回し、住民生活の足を守ることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

以下、記載のとおりであります。

議決方よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第14 発委第2号

1、議長（堀田） 日程第14 発委第2号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は、各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して事務局長

に朗読させます。

菅原事務局長。

1、議会事務局長（菅原） 発委第2号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定による所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出るものであります。

申し出者は、総務常任委員会委員長、産業常任委員会委員長、議会運営委員会委員長です。

1、調査期間は、平成29年第2回定例会終了後から平成29年第3回定例会まで。

2、調査事件、総務常任委員会、保健福祉医療ゾーンの現状と今後の展望について。

産業常任委員会、強風災害に伴う風倒木等の処理状況と今後の見通しについて。

議会運営委員会、議会の運営に関する事項について、議会基本条例、会議規則等に関する事項について、議長の諮問に関する事項について。

以上です。

1、議長（堀田） お諮りします。会議規則第75条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会の活動として、申し出のとおり閉会中も継続して調査できるよう提案がありました。

各委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第15 発議第7号

1、議長（堀田） 日程第15 発議第7号 議員の派遣についてを議題とします。

派遣事項については各自お手元に配付しておりますので、事務局長に朗読させます。

菅原事務局長。

1、議会事務局長（菅原） 発議第7号 議員の派遣について。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第130条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

派遣事項であります。

北海道町村議会議長会議員研修会。

目的、議員活動研さんのため。

派遣場所、札幌市。

期間、平成29年7月4日から5日（2日間）であります。

派遣議員は、全議員であります。

以上です。

1、議長（堀田） お諮りします。ただいま朗読のあったとおり、議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は提案のとおり派遣することに決しました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、内容等に変更が生じた場合は、議長に一任することに決しました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて、平成29年第2回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時25分